

平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国

## 準備書面（6）

2019（平成31）年2月4日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 神 谷 延 治

同 加 賀 山 瞭

同 小 野 高 広

(被告準備書面(9)に対する反論)

第1 被告が「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した」との事実の主張を現時点でもなお維持し続けていること(同第1について)

被告は、「被告準備書面(8)の記載は、正確には、『平成27年4月30日付けの本件開示請求に対しても、本件文書2について米国から開示に同意しないとの立場が示され、これを受け平成27年6月30日付けで本件不開示決定2がされた』というものであり(被告準備書面(8)第3、3(1)イ・11ページ)、日本国政府が米国の意思を確認したとの主張をしていないことは、その記載内容から明らかである」(被告準備書面(9)第1、2(1)(2頁))とし、「外務省は、米国政府に対し、本件文書2の開示に関する意見を求めました」との記載のある陳述書(乙27)を被告準備書面(8)第3の3(1)イ(11頁)において引用したのは、被告が主張する情報公開法5条3号該当性の要件(①本件合意が存在したこと、②本件開示決定2の時点で公表に係る米国の同意がなかったこと)のうち、「②が既に証拠上明らかであることを基礎づけるものとして」主張しているにすぎないと主張している(被告準備書面(9)第1、2(2)(2~3頁))。

しかし、まず、被告は、被告準備書面(2)第2、2(3)アにおいて、「本件開示請求を受け、外務省において、米国政府に対し、日米合同委員会の議事録を公開することについての意見を求めたところ、米国政府から、公開に同意しない旨の立場が示された(乙第9号証8及び9ページ)。」(同13頁)と主張しており、現時点においても、被告自身が、「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない旨の立場を示した」との主張を明確に維持している。

そして、原告準備書面(5)第1、2(2~3頁)で述べたとおり、被告は従前の主張を撤回しているとはいえ、「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない旨の立場を示

した」との主張を現時点でもなお維持し続けているというほかない。

この点をさらに敷衍すると、被告は、「本件開示決定2の時点で公表に係る米国の同意がなかった」（上記②の要件）ことを、「本件文書2について米国から開示に同意しないとの立場が示され（た）」という米国側の積極的な行為があったとの事実によって基礎づけようとしているが、外務省側から米国に開示に関する意向を問い合わせることをしなかったのにもかかわらず、米国側が自発的に「開示に同意しない旨の立場を示（す）」などということはありません。被告準備書面（8）の主張部分に、情報公開法5条3号の要件として「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した」との記載がないとしても（ただし前記のとおり、被告準備書面（2）には、「本件開示請求を受け、外務省において、米国政府に対し、日米合同委員会の議事録を公開することについての意見を求めた」との主張はある）、現在の被告の主張自体が「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した」ことを前提としていることは明らかである。

実際、被告自身が主張を「撤回」する以前に、「本件不開示決定2に際し、外務省が米国政府に対して、本件文書2の開示について意見を求めたのは、本件不開示決定2を行うに際しての確認の趣旨」（被告準備書面（4）4（5頁））であると主張し、「本件不開示決定2においても、外務省において、米国政府に対し、確認のため、本件文書2を公開することについての意見を求めた」（被告準備書面（5）第2、3（5頁））とも主張していたのである。

そのうえ、被告は、現時点においても、「外務省は、米国政府に対し、本件文書2の開示に関する意見を求めました。その結果、平成27年6月30日に、ナサンN・フロスト日米合同委員会事務局長から、電話にて、米国政府が上記開示に同意しない旨の立場が示され、米国政府の意思を確認しました。」

（傍点は原告代理人）との記載のある入谷貴之外務省北米局日米地位協定室長の陳述書（乙27）を引用したうえで、「平成27年4月30日付けの本件

開示請求に対しても、本件文書2について米国から開示に同意しないとの立場が示され、本件文書2について米国から開示に同意しないとの立場が示され、これを受け平成27年6月30日付けで本件不開示決定2がされた」との事実を立証すると主張しているのである(被告準備書面(8)第3、3(1)イ(10～11頁)、被告準備書面(9)第1、2(2)(2～3頁))。

これらの被告の主張内容及び立証活動を踏まえれば、被告が「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない旨の立場を示した」との事実の主張を、現時点でもなお維持し続けているというほかない。

被告が、「本件不開示決定に先立って米国の意思を確認した」との事実はあるが、本件文書2の情報公開法5条3号該当性の要件に関しての主張はしていないと主張するのであるとすれば、失当である。

## 第2 本件各文書が情報公開法5条3号に該当しないこと(同第2について)

被告は、外国との協議内容は基本的に不開示とすることが国際慣行であることは疑いようのない明白な事実であり、「外国との協議の内容である」ことを根拠に自らの判断のみで秘密扱いの指定をしたにすぎない「形式秘」とは全く性質が異なるなどと主張している。

しかし、原告がこれまで繰り返し主張してきたとおり、外国との協議内容は基本的に不開示とすることが当然の国際慣行であるとする被告の主張はその前提が誤りであること(原告準備書面(2)第2(10～12頁))、本件文書2は本件合意の対象外であること(同13～14頁)、本件文書2の内容にかかわらず不開示とする約束が不開示を正当化することはできないこと(同14～16頁)、本件文書2と同内容の文書が別件訴訟で提出され閲覧制限もされていないこと(同16～17頁、原告準備書面(4)第1、2(2頁6頁))からすれば、本件文書2は情報公開法5条3号の文書に該当しない。

第3 裁判所が「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米  
国が本件文書2の開示に同意しない立場を示した」との事実に基づいて職務行  
為基準説に立脚して国賠法上の違法性の判断を行う可能性があること（同第  
3について）

被告は、弁論準備手続期日における裁判所の釈明を受け、本件不開示決定  
2に先立ち米国政府の意思を確認することは情報公開法5条3号に該当する  
ための要件ではなく、本件不開示決定2に国賠法上の違法性がないことにつ  
いては、原告に国賠法上保護される利益が認められないことを除いては主張  
しない旨を明らかにした訴訟の経緯から、裁判所が「本件不開示決定2に先  
立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない立  
場を示した」との事実に基づいて職務行為基準説に立脚して国賠法上の違法  
性の判断を行うことは、争点整理手続に付された趣旨を没却し、当事者に不  
意打ちとなりかねず、想定し難い、と主張している（被告準備書面（9）第  
3（5～6頁））。

しかし、本件不開示決定2について国賠法上の違法性の存否の判断は法的  
評価であり、裁判所の専権事項であるから、被告が、「本件不開示決定に先立  
って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない旨の  
立場を示した」との事実を主張している以上、いくら本件不開示決定2に国  
賠法上の違法性がないことについては原告に国賠法上保護される利益が認め  
られないことを除いては主張しないといたとしても、裁判所がこれに拘束さ  
れることはないのであり、被告の上記主張は、およそ法的根拠を欠き失当で  
ある。

そして、前記第1で述べたとおり、被告は現時点においても「本件不開示  
決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同  
意しない立場を示した」との事実を主張しており、本件不開示決定2の国賠

法上の違法性を判断するため、本件不開示決定2をするにあたって岡田事務官とフロスト事務局長との間でやりとりされたメールの取調べが必要となるのである。

以 上